

日 薬 定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和6年1月31日（水）16：00～17：00

場 所：日本薬剤師会 第一会議室

出 席 者：山本会長、安部副会長、荻野常務理事

内容・提出資料：

1. 能登半島地震への対応について

安部副会長より、1-1、1-2、1-3、2の各資料に基づき説明が行われた。主な内容は以下の通り。

1-1. 日薬作成「令和6年能登半島地震に係る被害状況等について」（1月29日時点）

本会事務局の調べでは、内閣府による災害救助法適用地域は、1月1日現在、新潟県で13市1町、富山県で9市3町1村、石川県で10市7町、福井県で3市となっており、福井県以外の3県については、災害対策本部が設置されている。また、新潟県薬剤師会および石川県薬剤師会には、災害対策本部が設置されている状況である。厚労省等の発表（1月29日14時現在）によると、薬局の建物損壊等の被災状況は、新潟県で10件中、営業不可1件。富山県で7件中、営業不可0件。石川県で59件中、営業不可9件。福井県では被害報告はなし。また、内閣府の発表（1月29日6時現在）によると、避難者数、避難所数については、新潟県で2カ所（19人）、石川県489カ所（14,544人）の計491カ所（14,563人）という状況である。

1-2. 日薬作成「能登半島地震への対応（概要）」（1月30日時点）

1月6日より継続して、石川県薬剤師会に設置した対策本部（金沢市）に、本会の災害担当役員、災害対策委員会委員を交替で派遣している。また、1月11日より、羽咋市柴垣町にある「国立能登青少年交流の家」を柴垣本部（第二拠点）として活用を開始。珠洲、輪島、門前、穴水、能登の各地区で日々活動する支援薬剤師チームの活動拠点かつ宿泊場所（50名ほど宿泊可能）となっている。ただし、珠洲地区に関しては柴垣本部から車で片道3時間かかるため、珠洲地区に近い「能登少年自然の家」で10名ほどの宿泊場所を確保している。柴垣本部では、毎日21時からミーティングを行い、支援薬剤師チームから各地区の状況の報告を受け情報共有に努めている。また、支援薬剤師の活動は調剤や薬の相談対応に留まらず、感染症の蔓延を防止するため、避難所でCO2モニター（二酸化炭素濃度測定器）を使用し、数値が高い場合は換気を行うなど、環境整備という点でも支援を行っている。

1-3. 薬剤師の派遣とモバイルファーマシーの活動状況（1月31日までの実績）

全国の薬剤師会からの派遣調整により、1月31日時点の延べ人数で、モバイルファーマシー（MP）チームの薬剤師335人、派遣薬剤師615人、計950人の方々が現地で活動されている。また、同時点で、岐阜県、広島県、宮城県、大阪府、三重県、静岡県、山梨県の各薬剤師会MPおよび横浜薬科大学のMPが、発災時から各地区において継続または交替で活動いただいた。石川県やその近県から派遣されている方々は珠洲、能登、穴水地区で主に活動

されている。その他の地区にも全国から支援に入っただいている状況である。2月以降も現地と連携しながら、必要な地区への支援体制が維持できるよう努める所存である。

2. 「令和6年能登半島地震」における JPALS 認定薬剤師への特別対応について (令和6年1月24日 日薬業発第385号)

安部副会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

本会は、生涯学習支援システム JPALS の利用者で、この度の能登半島地震により、1月10日が提出期限となっていた実践記録が提出できずに、認定の更新が行えなかった「JPALS 認定薬剤師」の方に対し、提出不足分の実践記録の提出および申請を2月15日までとする特別対応を講じることとした。1月24日に、都道府県薬剤師会を通じ会員に周知したところである。今回更新対象となる「JPALS 認定薬剤師」は55人、本日現在、うち39人が特別対応の申請済みで、16人が未申請となっている。

3. 令和6年度介護報酬改定関連

荻野常務理事より、3-1 から 3-4 の各資料に基づき説明が行われた。主な内容は以下の通り。

3-1. 令和3年度介護報酬改定において設けられた経過措置について (薬局関係)

(令和6年1月12日 事務連絡)

令和3年度介護報酬改定において義務付けが設けられ、令和6年3月31日を経過措置期限としていた3つの改定事項(薬局関係のみ)について、改めて整理するとともに各項目について解説した、1月12日付の都道府県薬剤師会宛の事務連絡である。

主な内容としては、「1. 感染対策の強化」については、居宅療養管理指導に係る届出(みなし含む)を行っている全ての薬局が義務付けの対象であること、経過措置期限は変更なく令和6年3月31日であること、本会が厚労省予算事業において作成中の、薬局における感染対策に関する指針及び研修教材を今後情報提供する予定であることなどである。感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための「2. 業務継続に向けた取組の強化」や、「3. 高齢者虐待防止の推進」については、経過措置期限が3年間延長され、令和9年3月31日となった。これらについて、都道府県薬剤師会を通じ会員に周知したところである。

3-2. 令和6年度介護報酬改定について (算定告示案等) (令和6年1月22日 日薬業発第379号)

介護報酬改定の算定告示案が、1月22日の社会保障審議会・介護給付費分科会です承された。今回の介護報酬改定は、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護 サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を図ることを基本的な考え方として、改定率+1.59%とされた。そのうち、介護職員の処遇改善分として+0.98

が措置されることとなった。薬剤師に関する単位数の基本部分や、情報通信機器を用いた服薬指導（1月に4回に限り）が全て1単位引き上げられたこと、今回新設された「医療用麻薬持続注射療法加算 250 単位」、「在宅中心静脈栄養法加算 150 単位」については、前回の診療報酬改定で導入された加算と同様の評価が介護報酬にも導入され、本会として評価している。都道府県薬剤師会を通じて会員に周知したところである。

なお、施行時期については、居宅療養管理指導、訪問介護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの4サービスは6月に、それ以外は4月となった。イレギュラーな対応となっており、次回改定では全てのサービスが揃って施行されることが望ましいと考える。

3-3. 令和6年度介護報酬改定に伴う関係告示の一部改正等に関する御意見の募集について（令和6年1月29日 日薬業発第400号）

令和6年度介護報酬改定に伴う関係告示の一部改正等に関するパブリックコメントの募集が2月21日までを期限として開始されたため、都道府県薬剤師会に周知したところである。

3-4. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布について（令和6年1月30日 日薬業発第404号）

この度、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布された。居宅療養管理指導については、①身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、身体的拘束等を行う場合の記録の義務付け、②高齢者虐待防止措置及び業務継続計画の策定等に係る経過措置期間の延長（令和9年3月31日まで）、③事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、事業所内での「書面掲示」に加え、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しなければならないこと、が示されており、都道府県薬剤師会に周知したところである。

4. マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けたデジタル推進委員との連携強化について（依頼）（令和6年1月26日 日薬業発397号）

安部副会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

デジタル庁では昨年より、人に優しいデジタル社会の実現に向けて、マイナンバーカードやマイナポータルの利用方法等のデジタルサービスに不慣れな方に対し、きめ細かなサポートなどを行う「デジタル推進委員」の取組を進めている。今般、来局者が安心してマイナ保険証の利用を相談できる体制を構築し利用促進の相乗効果を図るべく、薬局を対象としてデジタル推進委員の任命を推進したい旨、デジタル庁より協力依頼があった。既に薬局業務においては推進に取り組んでいることから、任命の要件・手続きが簡略化され、研修動画を視聴後にデジタル庁に申請することで、推進委員認定ステッカーが薬局に送付される。この要請を受け、任命（薬剤師以外の従事者も可）を希望する会員の薬局の情報を2月29日（木）までに取りまとめていただくことについて、都道府県薬剤師会に依頼したところである。

5. 日本薬剤師会公式キャラクターの公募について（周知依頼）

(令和6年2月1日発出予定 日薬発第●号)

本会は「薬に関する専門家集団」として、より身近な存在として感じられる公式キャラクターを会員・一般問わず公募することとした。明るく、親しみを感じるキャラクターを作成し、メディア等を含め様々な広報資料として活用する予定である。募集は本年2月1日から5月31日までで、募集期間終了後、厳正な審査により最優秀作品1点(採用作品)を選考する。審査結果は、本年8月を目途に採用者本人に直接通知し、9月末を目途に本会ホームページ上でも公開予定である。

主な質疑応答は以下のとおり。

〈診療報酬改定の個別改定項目(短冊)について〉

記者: 1月26日の中医協総会で示された診療報酬改定の個別改定項目(短冊)について、点数が出ていない中ではあるが受け止めはいかがか。

山本会長: 調剤に関しては、概ねこれまで議論してきたことが反映されている。改定の大きな目的は賃上げであったため、各科ともに賃上げするための点数配分がなされると思う。

敷地内薬局については形態が良くないという点で、誰も反対しない中で議論が進んできたが、厚労省が昨年11月の中医協総会で、敷地内薬局を開設するグループの調剤基本料を一律に引き下げる案を示された。今回この案の実現が一旦見送られたことについては、もう少し踏み込んでよかったのではないかと思うところではあるが、今後も引き続き検討するという記載が答申書の附帯意見の中に残ったことは大きなことである。

また、薬価を下げて診療報酬を上げることが続いてきたが、医療保険制度を維持していく中で、今回、長期収載品に選定療養が導入され、患者負担を求める方向に国が舵を切ったという意味では極めて大きな一歩である。本会としても今後は、医療保険制度全体のあり方について視点を広げた議論が必要だと考えている。

〈日薬公式キャラクターについて〉

記者: なぜ今、公式キャラクターを制作することになったのか、経緯をお聞かせください。

安部副会長: 本会の組織・会員委員会において、現在、「かかりつけ薬剤師・薬局PRキャラクター」として、薬剤師の妖精「ファーミー」は活用しているが、本会として公式キャラクターを持ち、他団体のように様々な機会に活用した方がいいのではないかという議論があった。9月の日薬学術大会(埼玉大会)でお披露目の予定である。

次回の定例記者会見は、令和6年2月14日(水)17:00~を予定。